

移住支援金の申請を予定されている東京圏から移住された方へ

世帯 100 万円、単身 60 万円 ※起業の場合最大 300 万円

移住支援金を申請される方は

総務課企画係にご相談ください。

総務課企画係：電話 0957-46-1286（直通）

※予算管理等の都合上、住民登録時点で申請見込みの方を
確認させていただいております。

移住支援金の申請を予定されて
いる方は、転入後速やかに
ご連絡ください。

長崎県へ

東京 23 区在住者・
23 区への通勤者

【対象】

次のアイ全てに該当すること。

- ア ① 住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上東京 23 区内に居住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に居住し東京 23 区内へ通勤をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に居住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に居住し東京 23 区内へ通勤をしていたこと。
- イ ① 長崎県内に転入し、移住支援金の申請時において、転入後 3 か月以上 1 年以内であり、東彼杵町に 5 年以上継続して居住する意思を有していること。
- ② 日本人であること。又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。また、暴力団等反社会勢力と関係を有するものでないこと。その他長崎県又は東彼杵町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

上記に該当し、長崎県が指定する事業所に勤務するか、または、長崎県が実施する創業支援事業の交付決定を受けている場合に、移住支援金の交付対象となります。その他、詳しくは総務課までお問い合わせください。